

# 令和4年4月泉南市農業委員会定例会

令和4年4月8日 午後1時30分  
市役所本庁 2階 大会議室

## ・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	宮内 栄作
杉野 榮一	東 和宏	伊藤 喜久
池上 安夫	宮下 明	森谷 豊
中野 吉次	上野 寛治	馬場 定夫
田中 一寿子		

(推進委員)

岩本 和男	西浦 賢二	戎野 繁
山本 芳男	吉積 弘行	角辻 健二

## ・欠席委員

(農業委員) 藪内 與四男

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和4年4月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、藪内委員より欠席の届出が出ております。出席委員については、現在14名中13名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、全員出席しております。

それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会長 皆さん、ご苦勞様でございます。委員の皆様におかれましては何かとお忙しい中、泉南市農業委員会4月定例会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、最初に報告させていただきます。事務局の人事についてですが、馬場主幹が次長に昇進いたしました。おめでとうございます。季節も春爛漫で日々過ごしやすくなってきております。しかし、報道等では最近では暗い話ばかりでしたが、1つおめでたい話となりました。

会 長           また、国会でおそらく決定されるだろうと思いますが、いつも問題になっております別段面積の件についてですが、別段面積を廃止するという案が出ております。これまで大阪府農業会議の方から何度か反対してもらっております。それに関連して本日の協議会の中でも議論したいと思っております。

                  それでは、本日は議案が3件、報告案件が1件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長           それではこれより議事に入ります。

                  まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

                  泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

#### 異議なしの声

会 長           ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、2番 田中秀和委員、5番 杉野委員をお願いいたします。

                  以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長           それでは、令和4年議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局       令和4年議案第8号4件について朗読する。議案第8号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告させていただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員       3月18日午後1時から事務局の方と現地確認を行いました。3筆とも耕作されていて、いつでも作付けできる状況となっております。

事 務 局       ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員       過日、事務局の方と現地確認に行つてまいりました。息子さんへの贈与です。以前から水稻を作っておりました。現況はすでに鋤いており、水稻の準備をしておりました。

事務局           ありがとうございます。続きまして、No. 3につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員           過日、事務局の方と現地確認に行っていました。以前から果樹を作っておられて、特に問題ございません。

事務局           ありがとうございます。続きまして、No. 4につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員           3月31日に事務局の方と現地確認に行ってきました。①、②番ともキャベツを出荷中の農地でございます。以上です。

事務局           ありがとうございます。事務局の方から議案第8号につきまして補足説明させていただきます。No. 1につきましては、当該農地は、生産緑地対象地ですが、遊休農地となっております。そのため、特定生産緑地の対象農地として認められない事もあり、財産整理のため所有権移転するものです。譲受人は、83歳と高齢ではありますが、農地の集約化により規模拡大を行っております。主に水稻をされています。

No. 2につきましては、生前贈与です。譲渡人は、体調が思わしくなく、営農に支障をきたしており、当該農地において地区計画により大型食品販売店が建設されるため、事業主との交渉が困難と考えたため、息子名義するものです。

No. 3につきましては、譲渡人は、74歳と高齢であり、農地整理し、規模縮小のため所有権移転するものです。譲受人は、隣地に果樹等の農地を所有しており、農地の集約化により規模拡大を行うものです。

No. 4につきましては、生前贈与です。譲渡人は、元農業委員を務めて頂いていた方で、玉ネギ等の耕作に精通されておりますが、体調を壊したため、現在は娘夫婦が主体となって営農されております。当該農地において、地区計画により大型食品販売店が建設されるため、事業主との交渉が困難と考えたため、娘名義するものです。以上です。

会長            ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 推進委員さん何かご意見はございますか。

〇〇委員 No. 1の譲受人は83歳と高齢ですが。

〇〇委員 高齢ですが、とても元気です。水ナスも作っていますし。

〇〇委員 後継者はいますか。

事務局 申請書では耕作についてはご本人、1名となっています。後継者については不明です。今回の3条の許可申請書についてもご自身で作成して提出されていますので、高齢ですがともしっかりした方です。

会 長 他にご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第8号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第8号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして令和4年議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事務局 それでは、議案書を朗読させていただきます。令和4年議案第9号6件について朗読する。議案第9号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1、5につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 この2件について事務局の方と現地確認してまいりました。

No. 1については以前から借り手が作っておりました。現況は、田んぼを鋤いて、水稻だと思いますが耕作の準備をしておりました。

No. 5についても田んぼを鋤いて、少し草は生えていましたが、耕作の準備をしている状況でした。問題ないと思います。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 3月29日午後1時に事務局の方と現地確認を行いました。綺麗にしておりました。貸し手と借り手は、母屋、隠居の関係です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 3、4、6につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 3月30日に事務局の方と現地確認を行いました。No. 3の①番につきましてはネギを植えていました。No. 3の②番、No. 4につきましてはネギを植える準備をしておりました。借り手が以前から作っておりました。No. 6につきましては③番から⑧番は米を収穫した後、耕しており、米を作る準備をしておりました。①番と②番は草の管理をしておりました。問題ないと思います。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第9号につきまして補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、所有者が市外に転出するにあたり、農地の維持管理が困難であると考え、利用集積を行うものです。借り手は父親名義の農地を他にも耕作しており、主な経営作目は水稻です。

No. 2につきましては、平成31年4月に利用権の設定を行った再設定です。借り手は隣接地にある自己所有農地と当該農地を含めて一体的に耕作を行っております。

No. 3、4につきましては、関連しているため、一括して説明い

事務局 たします。No. 3、4の所有者は親子関係にあります。借り手は、青ネギ、キャベツ、水稲から軟弱野菜まで幅広く栽培しており、国版認定農業者に認定されています。当該農地では、青ネギと水稲を作付け予定とのことです。

No. 5につきましては、協議の上、再設定することとなりました。借り手の主要な経営作目は水稲であり、国版認定農業者に認定されています。

No. 6につきましても、協議の上、再設定することとなりました。貸し手は市外に転出しており、維持管理困難な状態です。当該農地では水稲を作付けする予定です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第9号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第9号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり決定することといたします。

会長 続きまして令和4年議案第10号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事務局 令和4年議案第10号1件について朗読する。議案第10号につきまして、地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告させていただきます。〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 4月4日午後1時に事務局の方と現地確認を行いました。全体を防草シートで覆っていて、草も生えていない状態でした。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第10号につきまして補足説明させていただきます。

被設定人とは2年程前に〇〇推進委員の紹介で、イチゴの栽培を行いたいと相談があり、令和2年度に泉南市の砂栽培プラントの体験利用を実施しております。今回、そのノウハウを活かしてさらに展開したいとのことで、中野会長及び事務局で面談を行いました。自身で各種栽培方法のメリット等を研究し、水耕栽培を行うこととなりました。水耕栽培設備を設置し、ほうれん草、ニラなどの各種野菜を栽培することです。また、高床式にすることで生まれるデッドスペースを活用し、菌床しいたけ及び原木しいたけの栽培にも取り組むとのこと。自身の電気工事士及び福祉住環境コーディネーターの資格を活かして機械制御や遠隔監視、省力化農業に取り組みます。施設整備に係る資金は青年等就農資金等を活用予定で、農地取得手続きと同時に青年等就農計画の作成にも取り組んでいます。出荷先については、大阪市内の飲食店2件及び泉南市内外の直売所も予定しております。認定申請にあたり、底面はコンクリート敷にはせず、撤去可能な状態に保つ旨を確認済みです。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 〇〇推進委員、遊休農地を解消していただき、ありがとうございます。

〇〇委員 当該農地の所有者は人には貸さないのですが、区長と私が保証人であれば貸しても良いという事になりました。ですので、遊休農地が解消されることとなりました。ここは進入路がなく、畦しかありません。

事務局 当該地の隣の家のところまでは道があり、そこまでは通って入って行けます。家の横の所を通らせてもらって入っていくしかありません。

〇〇委員 この道は市道だと思いますが、昔は家が10件くらいあって、人が住んでいたのです。

事務局 道幅がないので、違うと思いますが。

〇〇委員 認定道路で狭い道というのもあるのですが、道路台帳を見てみないとわからないですね。

〇〇委員 話は変わりますが、田んぼで作れるもので、ふるさと納税に出せるようなものを開発していった方が良くないかと思うのですが。タケノコの缶詰は日持ちするので、缶詰とか良いと思うのですが。

会長 議案とは別の話なので、また別の機会に話しましょう。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第10号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第10号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案10号は原案のとおり認定することといたします。

会長 次に、報告事項に入ります。令和4年報告第7号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和4年報告第7号2件について朗読する。報告第7号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、届出人は95歳と高齢であり、資産整理を行う中で、地目変更を怠っている事に気付き、届出されました。既に駐輪場として利用しているため、始末書を添付しております。

No. 2につきましては、届出人は、隣接する外構工事を営む法人に露天駐車場として賃貸借契約するために届出されたものです。

会長 ありがとうございました。



会 長            それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員        No. 1についてですが、すでに他の人に売買してるんじゃないですか。

事 務 局        所有者は届出人のままです。

〇〇委員        駐輪場でしたが、もうすでに閉鎖されています。

事 務 局        市の駐輪場でしたが、新たにできたのでここは使っていません。駐輪場を作った時に、地目変更をしていなかったの、始末書を付けて届出を提出されています。3月4日に受理通知書をお渡ししているの、証明書を発行した時点で名義変更が可能になります。ですので、3月4日以降については、すでに第三者に売買され、駐輪場以外に使用される可能性はあります。

会 長            よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第7号を終了します。

会 長            以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理      どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして3月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、5月11日（水）場所は、市役所本庁 2階 大会議室です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時25分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和4年4月 泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_